令和8年度

福井県ひとり親家庭等養育費確保支援事業

～養育費の取り決め・確保にかかる費用を支援します～

養育費は、離婚後も子どもが経済的・社会的に自立するまで、離れて暮らす親も含めた両親がそれぞれ負担する「こどもの権利」です。福井県では、こどもが安心して生活を送ることができるよう、養育費の取り決めや確保のための応援を行っています。



支援①

養育費請求調停の申立て等費用補助（増額請求を含む）

調停申立て費用・弁護士費用など

支援②

未払い養育費の強制執行申立て費用補助

強制執行申立て費用・弁護士費用など

補助対象となる費用の全額　※上限各30万円

※対象要件や申請期限などの詳細は下記および要綱をご覧ください

◆対象となる方（要綱第4条別表1,別表2）

福井県内に居住し、次のすべてに当てはまる方が対象です。

- 現に養育費の対象となる児童を扶養している方
- 調停または強制執行にかかる費用または行うための費用を負担している方
- 支援②の場合、養育費の取り決めをしている方（法的養育費の場合を除く）
- 過去に同補助金の支給を受けていない方

※法テラス（日本司法センター）の無料法律相談を優先的に利用してください。

◆補助対象となる主な費用（要綱第4条別表1,別表2）

- 収入印紙代
- 戸籍謄本等の取得費用
- 裁判所等が求める郵便切手代
- 弁護士等への委任費用　等

※申請者本人が負担した費用に限ります。

◆申請期限（要綱第5条別表1,別表2）

調停や強制執行が終結した日、または、弁護士等委任契約終了日のいずれか遅い日の翌日から起算して1年以内（法テラスを利用した場合で、支払いの猶予を受けていた場合は立替金を完済した日から１年以内））

申請の流れ（イメージ）

1. まずは県等にご相談
2. 調停・強制執行の申立て
3. 必要書類を添えて県へ申請
4. 補助金の交付

◆お問い合わせ

福井県 健康福祉部 児童家庭課
TEL：0776-20-0343
メール：jidou@pref.fukui.lg.jp

要綱、様式等はこちら